

別紙1

耕畜連携国産飼料利用拡大対策の事業細目及び具体的な手続等について

本要領第2の1の畜産局長が別に定める事業の細目及び具体的な手続等は、次のとおりとする。

第1 定義

本要領における用語については、次に定めるところによる。

- 1 耕畜連携協議会（以下「協議会」という。）畜産農家等と耕種農家等のマッチングによる飼料の利用・供給を図るため、畜産農家等を支援する農協等、耕種農家等を支援する地域農業再生協議会等、畜産農家等、耕種農家等、飼料生産組織、都道府県、市町村、都道府県農業再生協議会等、飼料製造・販売事業者、事業実施主体、その他関係者が参画し設立する協議会であり、次に定める要件の全てを満たすものをいう。

なお、第2の3の（1）の①に取り組む場合にあっては、農協等、畜産農家等、地域農業再生協議会等及び耕種農家等を必須の参画者とし、第2の3の（1）の②に取り組む場合にあっては、地域農業再生協議会等、耕種農家等及び飼料製造・販売事業者を必須の参画者とする。（ただし、協議会の構成員であって農協等又は地域農業再生協議会等と同等の指導能力を有するものとして事業実施主体が特に認める場合は、農協等又は地域農業再生協議会等に代えて当該組織を必須の参画者とすることができる。）。

- (1) 本事業において協議会の設立や運営の主体となる者は、原則として農協等とし、事務局を担う者は、本事業の趣旨に沿って適切に事務を行うことができるものとしていること。
 - (2) 協議会の設立、協議会内の連携、第4の1に規定する利用供給計画の策定等は、耕畜連携による飼料作物の利用供給を図るため、合理的な根拠に基づき行うこととし、所属する団体その他の理由により、特定の者に対して公平性を欠く取扱いをしていないこと。
 - (3) 利用供給計画の実現に向け、耕種農家等と畜産農家等との連携、耕種農家等に対する飼料作物生産に係る技術指導等の技術的なサポート体制を構築するよう努めること。
- 2 畜産農家 酪農経営にあっては、自らが生産した生乳を、原則として事業実施年度に年間を通して出荷した実績がある農家をいう。肉用牛、養豚及び養鶏経営にあっては、原則として事業実施年度に家畜の出荷・販売実績がある農家をいう。
 - 3 畜産農家組織 畜産農家が直接の構成員となっている法人又は集団であって、次のいずれかの要件を満たしている組織であること。
 - (1) 法人にあっては、次の①から③までのいずれかの組織であること。
 - ① 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
 - ② 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2

条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。)

③ 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（新たに取り組む場合も含む。）。ただし、次のア又はイに該当するものは除く。

ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超えるか、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの

イ 総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるもの（②に該当するものを除く。）の所有に属しているもの

（2）集団にあっては、次の事項を内容とする規約を有するとともに、国産飼料の生産・利用等畜産経営の確立のために必要な作業の共同化を図り、これら共同化事項につき経理を一元化していること。

- ① 集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項
- ② 集団の運営及び構成員の役割に関する事項
- ③ 集団の会計処理に関する事項

4 畜産農家等 2又は3に該当する者をいう。

5 耕種農家 自らが生産した農産物を、原則として事業実施年度に出荷・販売した実績がある農家をいう。

6 耕種農家組織 耕種農家が直接の構成員となっている法人又は集団であって、次のいずれかの要件を満たす組織をいう。

（1）法人にあっては、農地所有適格法人又は農地法第3条第3項等に基づき解除条件付き貸借により農地を借り入れた法人であること。

（2）集団にあっては、次の事項を内容とする規約を有するとともに、農作物及び飼料の生産のために必要な作業の共同化（飼料生産組織への委託を含む。）を図り、これら共同化事項につき経理を一元化していること。

- ① 集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項
- ② 集団の運営及び構成員の役割に関する事項
- ③ 集団の会計処理に関する事項

7 耕種農家等 5又は6に該当する者をいう。

8 農協等 次の（1）から（8）までのいずれかに該当する組織とする。

- （1）農業協同組合又は農業協同組合連合会
- （2）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）
- （3）農事組合法人
- （4）農事組合法人以外の農地所有適格法人
- （5）農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の

総株主の議決権の過半数であるもの

(6) 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むものの（新たに取り組む場合も含む。）。ただし、次の①又は②に該当するものは除く。

① 資本の額又は出資の総額が3億円を超える、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの

② 総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が①に掲げるもの（(2)又は(4)に該当するものを除く。）の所有に属しているもの

(7) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（ただし、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

(8) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（ただし、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

9 飼料生産組織 次の（1）から（7）までのいずれかに該当する飼料生産作業を行う者をいう。

(1) 農業協同組合又は農業協同組合連合会

(2) 公社

(3) 農事組合法人

(4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人

(5) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの

(6) 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むものの（新たに取り組む場合も含む。）。ただし、次の①又は②に該当するものは除く。

① 資本の額又は出資の総額が3億円を超える、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの

② 総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が①に掲げるもの（(2)又は(4)に該当するものを除く。）の所有に属しているもの

(7) 畜産農家組織又は耕種農家組織であって3戸以上からなる組織

10 事業参加者 第2の3の事業を実施する畜産農家等、耕種農家等、飼料生産組織及び飼料製造・販売事業者をいう。

11 地域農業再生協議会等 次の（1）から（3）までのいずれかを満たす者をいう。

(1) 経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に規定する地域農業再生協議会

(2) 水稲以外の農産物を生産する耕種農家等を支援する都道府県内の一部を活動区域とする団体又は法人であって次の①から⑧までのいずれかに該当するもの

① 農業協同組合又は農業協同組合連合会

② 事業協同組合又は事業協同組合連合会（ただし、定款において、農業の振興を主

たる事業として位置付けているものに限る。)

③ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（ただし、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

④ 公社

⑤ 農事組合法人

⑥ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

⑦ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの

⑧ 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（新たに取り組む場合も含む。）。ただし、次のア又はイに該当するものは除く。

ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超える、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの

イ 総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるもの（④又は⑥に該当するものを除く。）の所有に属しているもの

（3）（2）の組織、耕種農家等及び地方公共団体等で組織されるもの

12 都道府県農業再生協議会等 次の（1）から（3）までのいずれかを満たす者をいう。

（1）経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の1の（2）に規定する都道府県農業再生協議会

（2）水稻以外の農産物を生産する耕種農家等を支援する都道府県を活動区域とするものであって次の①から⑧までのいずれかに該当するもの

① 農業協同組合又は農業協同組合連合会

② 事業協同組合又は事業協同組合連合会（ただし、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

③ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（ただし、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

④ 公社

⑤ 農事組合法人

⑥ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

⑦ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの

⑧ 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（新たに取り組む場合も含む。）。ただし、次のア又はイに該当するものは除く。

ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超える、かつ、常時使用する従業員数が300

人を超えるもの

イ 総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるもの（④又は⑥に該当するものを除く。）の所有に属しているもの

（3）（2）の組織、耕種農家等及び地方公共団体等で組織されるもの

13 飼料製造・販売事業者 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第4項で定める製造業者又は販売業者であって、以下の（1）及び（2）に該当する者とする。

（1）畜産農家等に直接飼料の販売を行う者であること。

（2）飼料販売先の畜産農家等から給与情報等を収集し、飼料供給を行った耕種農家等へ飼料成分及び分析結果、給与情報等の提供並びに栽培に関する技術指導を行う能力を有すること。

第2 事業の内容

1 耕畜連携国産飼料利用拡大推進（全国推進型）

事業実施主体は、2及び3の取組に対し支援を行うとともに、事業の推進に必要な次の取組を行うものとする。なお、事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を他の事業者等に委託することができるものとする。

- （1）2の協議会及び3の事業参加者に対する指導・助言
- （2）第5の2の（4）及び（6）に規定する現地確認等
- （3）畜産農家等と耕種農家等のマッチング活動
- （4）協議会の設立支援
- （5）本事業の効果の検証・検証結果の報告
- （6）その他本事業の推進に必要となる業務

2 耕畜連携国産飼料利用拡大推進（地域推進型）

協議会は、次に掲げる事業を実施するものとする。なお、協議会は、必要に応じ、事業の一部を他の農協等に委託することができるものとする。

- （1）畜産農家等から提供を受けた飼料分析・給与情報等に基づく3の事業参加者に対する指導・助言
- （2）第5の2の（4）及び（6）に規定する現地確認等
- （3）畜産農家等と耕種農家等のマッチング活動
- （4）耕種農家等に対する飼料作物生産における技術指導
- （5）その他本事業の推進に必要となる業務

3 耕畜連携国産飼料利用拡大

（1）国産飼料利用供給推進

① 畜産農家型

協議会の参画者である畜産農家等が耕種農家等から飼料作物の供給を受け、当該

畜産農家等が耕種農家等、飼料生産組織及び協議会に対して飼料分析・給与情報等を提供する取組

② 飼料製造・販売事業者型

協議会の参画者である飼料製造・販売事業者が耕種農家等から飼料作物の供給を受け、畜産農家等へ供給を行うとともに、当該畜産農家等から給与情報等の収集を実施し、飼料作物の供給を行った耕種農家等、飼料生産組織及び協議会へ飼料分析結果、給与情報等の提供並びに協議会と連携して飼料作物の栽培に係る指導を行う取組

(2) 耕畜連携飼料生産組織取組拡大

飼料生産組織が（1）の取組における飼料作物の生産作業を行うのに必要な機械等の導入等及び（1）の取組と一体的に実施する耕畜連携による稲わらの収穫等の作業を行うのに必要な機械等の導入等

第3 事業実施主体

本事業の第2の1から3までの事業実施主体は、交付等要綱別表1の1の事業実施主体欄に掲げるとおりとする。

第4 事業の要件

1 利用供給計画

（1）第2の3の（1）の①（畜産農家型）の事業を行う畜産農家等は、協議会参画耕種農家等との長期（3年間以上）における利用供給契約を締結するとともに、3年間を期間とする利用供給計画（別紙1様式第1号）を作成するものとし、当該計画には次の①から③までの内容を含むものとする。

① 協議会へ参画している畜産農家等と耕種農家等における年度ごとの飼料作物利用供給計画

② 協議会へ参画している畜産農家等の年度ごとのたい肥供給計画（3年間）

③ ②のたい肥供給計画において、有効利用されていないたい肥がある場合は、協議会が、本事業に参画する耕種農家等と畜産農家等との間で、その活用に向けたマッチング等を行い、3年間の計画期間中に肥料利用を拡大すること。

（2）第2の3の（1）の②（飼料製造・販売事業者型）の事業を行う飼料製造・販売事業者は、協議会参画耕種農家等との長期（3年間以上）における利用供給契約を締結するとともに、3年間を期間とする年度ごとの利用供給計画（別紙1様式第1号）を作成するものとする。

2 交付対象

（1）第2の3の（1）（国産飼料利用供給推進）の取組において、補助金の交付の対象となる飼料作物は、次の①から⑤までの全ての要件を満たすとともに、第2の3の（1）の①（畜産農家型）にあっては⑦、第2の3の（1）の②（飼料製造・販売事業者型）にあっては⑧の要件を満たす飼料作物とする。

- ① 次のいずれかの飼料作物とする。
- ア 青刈りとうもろこし
イ ソルゴー（スーダングラスを含む。）
ウ 牧草（飼料用の麦類を含む。）
エ 子実用とうもろこし
- ② 耕種農家等が次のいずれかの権利等を有する農地等で自ら生産又は生産を委託した飼料作物とする。
- ア 耕種農家等が所有する農地
イ 耕種農家等が利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）が設定された農地であり、次のいずれかの条件を満たすものをいう。
- (ア) 農地法第3条に基づく農業委員会等の許可を受けた借り入れ農用地
(イ) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）によって利用権が設定された借り入れ農用地
(ウ) 河川敷等の公共地でその管理者から使用許可を得ている土地及び面積が明らかな借入地。また、許可を得ている者が市町村、農協、利用組合等の場合は、これらと事業参加申込者又はその家族等との間で、それぞれが利用する土地及び面積について、再契約が行われており、かつ、再契約の内容について、公的機関等（市町村等）が証明している借入地。
ウ その他貸借契約書に目的、受託面積及び貸借当事者が明記されている飼料作物の作付地として公的機関等の証明のあるもの
- ③ 畜産農家等又は飼料製造・販売事業者が耕種農家等から供給を受け、利用を拡大した国産の飼料作物とする。ただし、当該飼料作物は、利用を拡大した重量をその上限とする。
- ④ 畜産農家等又は飼料製造・販売事業者に運搬され、貯蔵された飼料作物とする。
- ⑤ 前年度の利用供給計画に掲載されたが、飼料成分・給与情報等の提供が行われなかつたこと等により前年度に要件を満たさず、事業実施年度に要件を満たすことになった飼料作物。
- ⑥ 前年度の利用供給計画に基づく取組であつて飼料成分・給与情報等の提供が行われなかつたこと等により要件を満たさなかつた飼料作物について、事業実施年度に要件を満たすことになった場合は支援対象とする。
- ⑦ 飼料作物の供給耕種農家等、補助金の交付の対象となる飼料作物の種類ごとに事業実施年度中に1回以上、供給を受けた畜産農家等から当該飼料作物を供給した耕種農家等、飼料生産組織及び協議会に対し、飼料分析及び給与結果についての情報提供が行われた飼料作物とする。
- ⑧ 飼料製造・販売事業者は飼料作物の供給耕種農家等、補助金の交付の対象となる飼料作物ごとに事業実施年度中に1回以上、供給を受けた飼料製造・販売事業者から当該飼料作物を供給した耕種農家等、飼料生産組織及び協議会に対し、飼料分析結果、販売畜産農家等から収集した給与結果についての情報提供並びに協議会と連携した技術指導が行われた飼料作物とする。

3 優先採択

国内肥料資源利用拡大対策支援事業(国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱(令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知)別表に掲げる事業をいう。)に参加している畜産農家等が、協議会に加入している場合は、当該畜産農家等並びに当該畜産農家等と利用供給契約を締結している耕種農家等及び当該契約に関連する飼料生産組織の取組を優先的に採択するものとする。

4 事業の実施基準

第2の3の(2)(耕畜連携飼料生産組織取組拡大)の事業については次の(1)から(8)までにより行うものとする。

- (1)自己資金又は他の助成により現に実施し、又は既に終了している取組は、本事業の補助の対象外とする。
- (2)補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、導入する機械等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。
- (3)本事業により導入する機械等は、新品とする。
- (4)既存機械等の代替として同種・同能力のものを再整備すること(いわゆる更新と見込まれる場合)は、本事業の補助の対象外とする。
- (5)本事業により導入する機械等の能力及び規模は、協議会内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- (6)機械を導入する場合は、(別紙1様式第2号)を参考に投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械の導入による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。
- (7)本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。
- (8)機械等をリース方式で導入する場合は次により行うものとする。

① リース料助成金の額の計算方法

リースに係る助成金の額(以下「リース料助成額」という。)は、対象となる機械等ごとに、次に掲げる計算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額とする。なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業参加者が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

$$\text{ア} \quad \text{リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times \text{補助率}$$
$$\text{イ} \quad \text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times \text{補助率}$$

② リース事業者の決定

事業参加者は、交付決定後、リース事業者に機械等を納入する事業者を一般競争入札等により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を複数のリース事業者の中から決定するものとする。

5 事業の成果目標及び目標年度

- (1)成果目標は、事業開始年度から起算し3年目を目標年度とするものとする。

(2) 第2の3の(1)（国産飼料利用供給推進）の事業の取組を支援する協議会は、協議会に参画する耕種農家等のたい肥需要量又は畜産農家等の有効利用されていないたい肥量の合計のいずれか少ない方の5割以上を活用する目標を設定するものとする。

(3) 第2の3の(2)（耕畜連携飼料生産組織取組拡大）の事業を実施する飼料生産組織を支援する協議会は、事業参加者の耕畜連携による飼料作物の生産に係る作業面積の合計が事業実施前に比べ10%以上向上する目標を設定するものとする。

6 その他交付に関する事項

(1) 第2の3（耕畜連携国産飼料利用拡大）の取組を行う畜産農家等及び飼料生産組織については、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）で定めたチェックシートの取組内容について、自らがその生産活動の点検を行っていることを要するものとする。

(2) 第2の3の(1)（国産飼料利用供給推進）の取組を行う畜産農家等は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告を受けていないこと。それを受けている場合は、前年度までに改善措置を行っていること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）若しくは悪臭防止法（昭和46年法律第91号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること。

(3) 第2の3（耕畜連携国産飼料利用拡大）の取組を行う事業参加者は、事業への参加に係る確認事項に同意していること。

(4) 第2の3の(1)（国産飼料利用供給推進）の取組を行う事業参加者は、第5の2の(4)及び(6)の規定により行う現地確認等をはじめ、本事業の実施に関し協力すること。

(5) 第2の3の(1)（国産飼料利用供給推進）の取組を行う事業参加者は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済その他の農業関係の保険への積極的な加入に努めること。

第5 事業実施の手続

1 事業実施主体の募集及び採択は、畜産局長が別に定める公募要領により行うものとする。

2 耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進の手続

(1) 第2の3の(1)の①（畜産農家型）の事業参加申込み

① 本事業に参加しようとする畜産農家等及び耕種農家等は、事前に調整の上、あらかじめ飼料作物の利用供給に係る相手方が決まっている場合、又は②のマッチングにより飼料作物の利用供給に係る相手方が決まった場合は、第4の1の(1)に規定する利用供給計画（別紙1様式第1号）、事業参加申込書（別紙1様式第3号）及び事業参加に係る確認及び個人情報の取扱いに関する同意書（別紙1様式第4号）を協議会に提出するものとする。

また、利用供給に係る相手方が決まっていない場合には、耕種農家等は飼料作物供給マッチング申請（別紙1様式第5号）を、畜産農家等は飼料利用マッチング申請（別紙1様式第6号）を、協議会に提出するものとする。

- ② 協議会は、マッチングリストを作成するとともに、あらかじめ協議会へ参画する畜産農家等及び耕種農家等の意向を確認した上で、飼料作物の利用供給の相手方が決まっていない場合はマッチングを行うとともに、県域を超えるマッチングが必要な場合は、事業実施主体にマッチングリストを送付するとともにマッチングの実施を依頼するものとする。なお、協議会は、自らのマッチング結果及び事業実施主体のマッチングの結果を畜産農家等及び耕種農家等へ通知するものとする。
- ③ ②のマッチング依頼を受けた事業実施主体は、全国段階のマッチングリストを作成するとともに、県域を超えるマッチングを行い、その結果を協議会に送付するものとする。
- ④ 畜産農家等及び耕種農家等が、①の利用供給計画を提出する場合、既に契約が締結されている場合は、当該畜産農家等と耕種農家等の間の利用供給契約の写しを添付するものとする。また、①の利用供給計画の提出時において、契約が締結されていない場合は、契約締結後速やかに協議会に写しを提出するものとする。
- ⑤ 協議会は、利用供給計画の内容を審査し、適當と認められる場合には、利用供給計画を取りまとめ、利用供給地域計画（別紙1様式第7号）を作成し利用供給計画を添付の上、当該年度の8月10日までに事業実施主体に提出するものとする。
- ⑥ 事業実施主体は、協議会から提出された利用供給地域計画の内容を確認し、その内容が適當と認められる場合には、利用供給地域計画を取りまとめ、耕畜連携利用供給計画（別紙1様式第8号）を作成し、畜産局長に提出するものとする。
- ⑦ 畜産局長は、事業実施主体の耕畜連携利用供給計画の内容及び事業要件に適合しているかについて審査し、その結果を事業実施主体に通知（別紙1様式第9号）するものとする。
- ⑧ 事業実施主体は⑦の通知を受領した場合は、協議会に速やかに通知するものとする。
- ⑨ 協議会は、⑧による通知を受領した場合は、当該通知の結果を畜産農家等に速やかに通知するものとする。

（2）第2の3の（1）の②（飼料製造・販売事業者型）の事業参加申込み

- ① 本事業に参加しようとする飼料製造・販売事業者及び耕種農家等は、第4の1の（2）に規定する利用供給計画（別紙1様式第1号）、事業参加申込書（別紙1様式第3号）及び事業参加に係る確認及び情報の取扱いに関する同意書（別紙1様式第4号）を協議会に提出するものとする。
- ② 飼料製造・販売事業者等及び耕種農家等が、①の利用供給計画を提出する場合、既に契約が締結されている場合は、当該飼料製造・販売事業者と耕種農家等の間の利用供給契約の写しを添付するものとする。また、①の利用供給計画の提出時において、契約が締結されていない場合は、契約締結後速やかに協議会に写しを提出するものとする。
- ③ 協議会の手続きは、（1）と一体的に行うこととする。この場合、（1）の⑨の「畜産農家等」を「飼料製造・販売事業者」と読み替えるものとする。

（3）変更の申出

- ① （1）の①又は（2）の①の事業参加申込書を提出した者（以下「事業参加申込

者」という。)は、事業参加申込者の変更、事業量の増加又は交付要件を満たせなくなった場合は、速やかに協議会に申し出るものとする。

② 協議会は、①の申出があった場合は、内容を確認し、速やかに事業実施主体に申し出るものとする。

③ 事業実施主体は、協議会から②の申出があった場合であって、耕畜連携利用供給計画について、次に定める重要な変更に該当する場合には、速やかに畜産局長に報告するものとする。

ア 第2の3の(1)の国産飼料利用供給推進に係る事業費の増加

イ 事業の新設、中止又は廃止

ウ 事業参加者の変更

(4) 現地事前確認等

① 協議会は、(1)の⑤の審査の結果、事業参加申込書が適当と認められた事業参加申込者に対して、要件に適合していることについて、別添2に定める方法により現地事前確認等を行うものとする。

② 協議会は、現地事前確認等について、必要に応じて市町村、都道府県等の協力を得て行うものとする。

③ 協議会は、現地事前確認等が終了した後、当該年度の1月20日までに当該事業参加申込者ごとの現地事前確認等結果(別紙1様式第10号)及び現地事前確認等結果総括表(別紙1様式第11号)を作成し、現地事前確認等結果総括表を事業実施主体に提出するものとする。また、協議会は、現地事前確認等の結果を事業参加申込者に通知するものとする。

なお、現地事前確認等の結果の事業参加申込者への通知後は、原則として2の(3)の変更の申出はできないものとする。

④ 協議会から利用供給地域計画の提出を受けた事業実施主体は、必要に応じて現地事前確認等を行うとともに、都道府県に、事業参加申込者の事業参加申込書の内容について、調整を行うものとする(別紙1様式第12号)。この場合、調整の申込みを受けた都道府県は、必要に応じて、現地事前確認等を行うことができるものとする。

⑤ 事業実施主体から耕畜連携利用供給計画の提出を受けた畜産局長は、必要に応じて事業実施主体又は都道府県の協力を得て現地事前確認等を行うことができるものとし、現地事前確認等を行う場合は、当該耕畜連携利用供給計画に関する協議会、畜産農家等、耕種農家等及び飼料生産組織に通知するものとする。

(5) 交付等要綱別紙の3に規定する交付申請書兼実績報告総括書の事業実施主体から大臣への提出は、当該年度の2月15日までに行うものとする。

(6) 現地事後確認等

協議会及び事業実施主体は、交付決定後に、必要に応じて(4)と同様の手法で現地事後確認等を実施できるものとする。

協議会は、現地事後確認等が終了した場合は、当該事業参加者ごとの現地事後確認等結果(別紙様式第10号に準ずる。)及び現地事後確認等結果総括表(別紙様式第13号)を作成し、事業実施主体へ提出するものとする。

事業実施主体は、協議会から提出のあった現地事後確認等結果総括表及び自ら現地事後確認等を実施した場合はその結果の現地事後確認等結果を現地事後確認等結果総括表(別紙1様式第14号)に取りまとめ、畜産局長へ提出するものとする。

(7) 事業参加申込者死亡時における補助金の交付の承継

- ① 事業参加申込者が、交付等要綱別紙の1による交付の申請後に死亡した場合において、当該事業参加申込者の経営を承継する者がいないときは、当該事業参加申込者の相続人は、当該事業参加申込者が存命の間、第4の事業の要件を全て満たしていることを前提として、当該事業参加申込者の補助金の交付を受けることができるものとする。
- ② ①により補助金の交付を受けるための手続を行う者は、事業参加申込者の補助金の交付の承継に関する申出書（別紙1様式第15号）に、事業参加申込者と相続関係があることを確認できる書類、事業参加申込者が死亡したことを確認できる書類、相続人本人の口座で補助金の受領を希望する場合は、相続人の補助金交付先情報（別紙1様式第16号）を添付して、事業参加申込者死亡後、速やかに協議会に申し出るものとする。ただし、この申出を行うことができるのは事業参加申込書の提出のあった年度内とする。

また、協議会は、事業参加申込者の相続人からこの申出があった場合には、速やかに事業実施主体に報告するものとする。

事業実施主体は上記の申し出があった場合には、速やかに畜産局長に報告するものとする。

- ③ ①及び②による補助金の交付の承継に当たっては、第1の2の「年間」とあるのは、「交付申請者の存命の間」と読み替えるものとする。

3 2以外の事業実施の手続

- (1) 飼料生産組織は、第2の3の（2）（耕畜連携飼料生産組織取組拡大）の事業を実施しようとする場合は、飼料生産組織取組拡大計画（別紙1様式第17号）を作成し、内容について協議会と調整を行うものとする。
- (2) 協議会は、（1）の飼料生産組織取組拡大計画の内容の調整結果と自らが実施する事業推進活動を取りまとめ、国産飼料利用拡大推進（地域推進型）計画（別紙1様式第18号）を作成し、その内容について事業実施主体と調整を行うものとする。
- (3) 事業実施主体は、（2）の国産飼料利用拡大推進（地域推進型）計画の内容について調整を行うものとし、その内容の調整結果と自らが実施する事業推進活動を取りまとめ、国産飼料利用拡大推進（全国推進型）計画（別紙1様式第19号）を作成し、畜産局長と調整の上、交付等要綱第7第1項に定める交付申請書に添付するものとする。

(4) 事業の着手

- ① 本要領第4の事業の着手については、機械の発注を含むものとする。
- ② 本要領第4の規定は、飼料生産組織及び協議会においても同様に適用することとし、第4の2における交付決定前着手届について、飼料生産組織は協議会を経由して事業実施主体に提出するものとし、協議会は事業実施主体に提出するものとし、事業実施主体はこれらを取りまとめ、畜産局長に提出するものとする。
- ③ 飼料生産組織が機械等の導入を行った場合には、その入札又はリース契約の結果について、入札・リース契約の結果報告を別紙1様式第20号により、協議会を経由して事業実施主体に届け出るものとする。

第6 交付の対象及び補助率

補助金の交付対象及び補助率は別添1のとおりとする。

第7 事業達成状況の報告及び事業の評価等

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの毎年の達成状況について、別紙1様式第21号により、翌年度の7月末日までに畜産局長に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、自ら評価し、取りまとめ、別紙1様式第22号により、目標年度の翌年度の8月末日までに畜産局長に報告するものとする。
- 3 畜産局長は事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導を行うものとする。また、畜産局長は、1の規定にかかわらず、必要に応じて事業実施主体の長に対し、隨時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、事業実施主体の長は、畜産局長の求めに応じて、調査に協力するものとする。

第8 機械等の管理運営等

- 1 本事業で導入した機械は常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その目的に即して効率的な運用を図り、適正に管理運営することとする。
- 2 本事業で導入した機械等については、事業目的の飼料生産作業への影響がない範囲で他の生産作業に活用することができるものとする。
- 3 本事業で導入した機械については、見える個所に事業実施年度、事業名、飼料生産組織名を記載等するものとする。
- 4 第2の3の(2)の事業を実施する飼料生産組織は、収入保険や保管中の収穫物が天災で被災した際に補償対応できる民間事業者の損害補償保険等に加入し、経営リスクを低減するよう努めるものとする。
- 5 第2の3の(2)の事業を実施する飼料生産組織は、本事業を活用しICT機械（スマート農業、GNSSガイダンスシステム、ほ場管理アプリケーション等）等を導入・利用する場合、そのシステムサービスの提供者とデータ等の保管について、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）に準拠した契約を締結するものとする。
- 6 農機が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、飼料生産組織が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするために、本事業を活用してトラクター又はコンバインを導入する場合は、当該農機メーカーがAPI※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することとする。なお、トラクター又はコンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これにあたらない。
- ※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。
- 7 第2の3の(2)の事業を実施する飼料生産組織は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項に基づく飼料の製造業者の届出及び同条第2項に基づ

く飼料の販売業者の届出を行うものとする。

第9 申請書類等の保存期間

本事業の補助金の交付を受けた者は、本事業の参加申込み及び補助金の交付申請の基礎となった証拠書類並びに補助金の交付に関する証拠書類又は証拠物を、補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第10 その他

本要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別添1 交付対象及び補助率

取組事項	助成対象	補助率
1 農畜連携国産飼料利用拡大推進（全国推進型）	(1) 協議会及び事業参加者に対する指導・助言 (2) 現地確認等 (3) 畜産農家等と耕種農家等のマッチング活動 (4) 協議会の設立支援 (5) 本事業の効果の検証・検証結果の報告 (6) その他本事業の推進に必要な経費	定額
2 農畜連携国産飼料利用拡大推進（地域推進型）	(1) 事業参加者に対する指導・助言 (2) 現地確認等 (3) 畜産農家等と耕種農家等のマッチング活動 (4) 耕種農家等に対する飼料作物生産における技術指導 (5) その他本事業の推進に必要な経費	定額
3 農畜連携国産飼料利用拡大 (1) 国産飼料利用供給推進 ① 畜産農家型	畜産農家等が耕種農家等から飼料作物の供給を受け、当該畜産農家等が飼料作物の供給を行った耕種農家等、飼料生産組織及び協議会に対し飼料分析・給与情報等を提供する次に掲げる飼料作物 (1) 青刈りとうもろこし (2) ソルゴー（スーダングラスを含む） (3) 牧草（飼料用の麦類を含む） (4) 子実用とうもろこし	7,800円/トン以内 7,800円/トン以内 7,800円/トン以内 12,000円/トン以内 (注1及び注2)
② 飼料製造・販売事業者型	飼料製造・販売事業者が耕種農家等から飼料作物の供給を受け、畜産農家等へ供給を行うとともに、当該畜産農家等から給与情報等の収集を実施し、飼料作物の供給を行った耕種農家等、飼料生産組織及び協議会	

	<p>へ飼料分析結果、給与情報等の提供並びに協議会と連携して飼料作物の栽培に係る指導を行う取組</p> <p>(1) 青刈りとうもろこし (2) ソルゴー(スーダングラスを含む) (3) 牧草(飼料用の麦類を含む) (4) 子実用とうもろこし</p>	7,800円/トン以内 7,800円/トン以内 7,800円/トン以内 12,000円/トン以内 (注1及び注2)
(2) 農畜連携飼料生産組織取組拡大		
① 機械等導入	<p>(1) 飼料計量器の購入又はリース (2) 飼料播種機械の購入又はリース (3) マルチ施工・除去用機械の購入又はリース (4) 農薬散布機械の購入又はリース (5) 飼料刈取機械の購入又はリース (6) 飼料収穫機械の購入又はリース (7) 梱包格納用機械の購入又はリース (8) 飼料運搬車の購入又はリース (注3) (9) トラクターの購入又はリース (注4) (10) 暗渠施工機械の購入又はリース (11) 溝切機械の購入又はリース (12) 簡易保管庫整備(注5) (13) 家畜ふん尿の処理利用に係る運搬(注6)、散布、深耕施肥用機械の購入又はリース (14) 自動操舵ガイダンスシステム、自動操舵装置等の購入、リース又はレンタル</p>	1／2以内
② 保管場所の確保	保管庫の借上げ	1／2以内(ただし、飼料生産組織当たり100万円以内／年と

	する（助成対象期間 は5月～3月）。)
--	------------------------

注1：交付対象重量は10kg単位とし、10kg未満は切り捨てとする。

注2：国産飼料利用供給推進の重量は搬入日、生産者、飼料の種類、飼料の形状ごとに1個以上重量を計量するものとするが、計量が困難な場合は地域普及指導機関等と相談の上、地域での平均重量から算出できるものとする。

注3：飼料運搬車は飼料運搬専用車に限る。

注4：トラクターは、飼料生産に係る機械であってトラクターを動力とする機械と一体的に導入する場合に助成対象とする。

注5：簡易保管庫の整備は撤去・移動が可能な構造のものに限るものとする。

注6：家畜ふん尿の処理利用に係る運搬用機械は家畜ふん尿の運搬専用機械に限る。

注7：取組事項の欄の3の(1)の取組の助成は、1つの利用供給契約について300kgを下限とする。

別添2 現地確認等の実施手順

第1 事業参加者は、現地確認等に当たり別紙1の第4に規定する事業の要件に係る資料等を別紙1の第5の2の(4)及び(6)の現地確認等を実施する者（以下「現地確認等実施者」という。）に提供するものとする。

第2 現地確認等実施者は、次に掲げる規定に従い、事業参加者が別紙1の第4に規定する要件を満たしているか確認するものとする。

1 畜産農家等の確認

(1) 現地確認等実施者は、畜産農家等が事業要件を満たしているか次の内容を確認するものとする。

- ① 耕種農家等から供給された飼料作物の種類ごとの重量
- ② 補助金の交付の対象となる国産の飼料作物の増加量
- ③ 飼料成分の分析、給与状況の記帳状況の確認及び耕種農家等への供給情報の提供状況
- ④ 重量の確認方法

(2) (1)の確認は次により実施するものとする

- ① (1)の①の内容に関する確認は、納入伝票、飼料の種類、重量の測定結果を示す書面等の確認により行うものとする。
- ② (1)の②の内容に関する確認は、交付の対象となる飼料作物について、事業実施前年度の国産の飼料の利用量、事業実施年度の国産の飼料の利用量及び助成対象となる飼料の購入量を聞き取り又は購入伝票から確認の上、当該飼料作物の利用の増加量を算定するものとする。
- ③ (1)の③の内容に関する確認は、飼料の分析結果、給与野帳及び情報提供資料等により確認するものとする。
- ④ (1)の④の内容に関する確認は、耕種農家等、飼料の種類、梱包の大きさ等別に1個当たりの重量が同等と判断される飼料について1個以上の重量を測定するものとし、その測定結果を書面等により確認するものとする。

2 飼料製造・販売事業者の確認

(1) 現地確認等実施者は、飼料製造・販売事業者が事業要件を満たしているか次の内容を確認するものとする。

- ① 耕種農家等から供給された飼料作物の種類ごとの重量
- ② 補助金の交付の対象となる国産の飼料作物の増加量
- ③ 飼料成分の分析、給与状況等の情報収集状況（飼料供給を行った耕種農家及び飼料の種類ごとに給与状況が分かること。）
- ④ 重量の確認方法

(2) (1)の確認は次により実施するものとする

- ① (1)の①の内容に関する確認は、納入伝票、飼料の種類、重量の測定結果を示す書面等の確認により行うものとする。
- ② (1)の②の内容に関する確認は、交付の対象となる飼料作物について、事業実施前年度の国産の飼料の取扱量、事業実施年度の国産の飼料の取扱量及び助成対象となる飼料の取扱量を聞き取り又は購入伝票から確認の上、当該飼料作物の利用の増加量を算定するものとする。

- ③ (1) の③の内容に関する確認は、飼料の分析結果、給与状況の聞き取り状況をとりまとめた帳簿、情報提供資料、技術指導実績が分かる資料等により確認するものとする。
- ④ (1) の④の内容に関する確認は、耕種農家等、飼料の種類、梱包の大きさ等別に1個当たりの重量が同等と判断される飼料について1個以上の重量を測定するものとし、その測定結果を書面等により確認するものとする。

3 耕種農家等の確認

- (1) 現地確認等実施者は、畜産農家等に供給された飼料が協議会に参画する耕種農家等が生産し、供給した飼料であることを確認するものとする。
- (2) (1) の確認は、営農計画書（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第2の4の(1)に定める営農計画書をいう。）、現地栽培状況の写真等により確認するものとする。

別紙1 様式第1号（第5の2の（1）の①、（2）の①関係）

利用供給計画

年　月　日

耕畜連携協議会

会長 ○○ 殿

畜産農家等又は飼料製造・

販売事業者名

○○

飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策のうち耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進）に参加するため、飼料自給率向上緊急対策事業実施要領の別紙1の第5の2の（1）の①及び（2）の①に定める利用供給計画を提出いたします。

別紙1様式第1号（第4の1、第5の2の（1）の①、（2）の①関係）

〇年

利用供給計画

〇年〇月

畜産農家等又は飼料製造・販売事業者名：〇〇

代表者氏名：〇〇

別紙1 様式第1号 別添1

1. 年度ごとの飼料作物の供給計画（第2の3の（1）の①、②共通）

耕種農家等の名称：○○

飼料作物の種類	1年目(○年度)				2年目(○年度)				3年目(○年度)			
	生産面積 (a)	生産重量 (kg)	うち事業供給面積 (a)	うち事業供給重量 (kg)	生産面積 (a)	生産重量 (kg)	うち事業供給面積 (a)	うち事業供給重量 (kg)	生産面積 (a)	生産重量 (kg)	うち事業供給面積 (a)	うち事業供給重量 (kg)
青刈りとうもろこし												
ソルゴー												
牧草												
子実用とうもろこし												
合計												

注1：生産面積、生産重量には耕種農家等における対象飼料作物の全体面積、全体生産重量を記入し、事業供給面積及び事業供給重量は、耕畜連携協議会に参画している畜産農家等への供給分を記入すること。

2：事業実施年度の値は、別紙1様式第1号 別添2の「1. 事業年度の飼料作物の供給計画の詳細」の値を転記すること。事業実施年度以降の値も同様の考え方で値を記入すること。

3：本事業の実績がある場合は、実績値を記入すること。

2. 年度ごとのたい肥供給計画（第2の3の（1）の①の事業を実施する場合）

畜産農家等の名称：○○

事業実施前（〇年度）			1年目（〇年度）			2年目（〇年度）			3年目（〇年度）			備考
発生量 (t)	需要量 (t)	供給量 (t)										
					()			()			()	

注1：2年目、3年目の各値は先の年度でマッチング済の量を含めて計上すること。

2：事業実施年度の値は別紙1様式第1号 別添2の「2. 事業年度のたい肥利用供給計画の詳細」から転記すること。事業実施年度以降の値も同様の考え方で値を記入すること。

3：本事業の実績がある場合は、実績値を記入すること。

4：供給量の下段（ ）内には本事業での供給量を記入すること。

3. 年度ごとの国産飼料作物利用計画（第2の3の（1）の①、②共通）

畜産農家等又は飼料製造・販売事業者の名称：○○

国産飼料作物名	事業実施前	1年目(○年度)	2年目(○年度)	3年目(○年度)	備考
	国産利用量 (kg)	補正後事業対象 重量(kg)	補正後事業対象 重量(kg)	補正後事業対象 重量(kg)	
青刈りとうもろこし					
ソルゴー					
牧草					
子実用とうもろこし					
合計					

注1：事業実施年度の値は、別紙1様式第1号 別添2の「3. 事業年度の飼料作物利用計画の詳細」から転記すること。事業実施年度以降の値も同様の計算による値を記入すること。

2：事業実施前国産利用量は、別紙1様式第1号 別添2の3事業年度の飼料作物利用計画の詳細の①「事業開始の前年度国産飼料利用量」と整合性を図ること。

3：事業対象重量は、別紙1様式第1号 別添2の3事業年度の飼料作物利用計画の詳細の⑩「補正後助成対象重量」と整合性を図ること。

別紙1様式第1号 別添2

1. 事業年度の飼料作物の供給計画の詳細（第2の3の（1）の①、②共通）

耕種農家等の名称：○○

飼料作物の種類	事業実施の前年度（○年度）					事業実施年度（○年度）					③増加量(kg) (②-①)	備考
	生産面積(a)	生産重量(kg)	供給先畜産農家等又は飼料製造・販売事業者名	うち事業対象者への供給面積(a)	①うち事業対象者への供給重量(kg)	生産面積(a)	生産重量(kg)	供給先畜産農家等又は飼料製造・販売事業者名	うち事業供給面積(a)	②うち事業供給重量(kg)		
青刈りとうもろこし												
ソルゴー												
牧草												
子実用とうもろこし												
合計												

注1：供給面積及び供給重量は、耕畜連携協議会に参画している畜産農家等への供給分を記入すること。

2：うち事業供給重量は3の②「事業実施年度国産飼料確保計画量」と整合性を図ること。

3：「③増加量」は「事業実施の前年度」と「事業実施年度」について、同一の「供給先畜産農家等又は飼料製造・販売事業者名」で比較すること。

2. 事業年度のたい肥利用供給計画の詳細（第2の3の（1）の①の事業を実施する場合に限る）

供給元畜産農家等の名称、氏名	事業実施前（〇年度）			事業実施年度（〇年度）				備考
	発生量(t)	需要量(t)	供給量(t)	発生量(t)	供給先耕種農家等名	需要量(t)	供給量(t)	
〇〇					〇〇		()	□畜産農家等が国内肥料資源拡大対策事業に参加している
					△△		()	
合 計							()	

注1：たい肥発生量は畜産農家において発生する堆肥の全体量を記入

2：需要量には畜産農家の必要量と外部からの需要量の合計量を記入

3：供給量には畜産農家の利用量と耕種農家外部への供給量を記入するものとし、協議会へ参画している耕種農家等へ供給する場合はその値が分かるように分けて記入

4：()内には本事業での供給量を記入すること。

3. 事業年度の飼料作物利用計画の詳細（第2の3の（1）の①、②共通）

畜産農家等又は飼料製造・販売事業者の名称：○○

畜産農家等の経営類型：○○経営

国産飼料の種類	飼料供給者 の名称	事業実施の 前年度（〇 年度）国産 飼料利用量 (kg)①	事業実施年 度（〇年度） 国産飼料確 保計画量 (kg)②	飼料の増 減量(kg) ③=②-①	④ ②のうち 事業による飼 料確保計画量 (増加量) (kg)	助成対象重 量 (kg) ⑤= (③と④の どちらか低 い値)	補正係数の算定 (kg) ⑥=(⑤を転 記。⑤のうち対象 重量がマイナス の場合、ゼロを記 入)	補正後助成対 象重量 (kg) ⑩ =各作物の⑥ の値×⑨
青刈りとうもろこ し	耕種農家A							
	耕種農家B							
	購入国産飼 料（事業対 象外）							
	自家生産							
	小計							
ソルゴー	耕種農家A							
	耕種農家B							
	購入国産飼 料（事業対 象外）							
	自家生産							
	小計							

牧草	耕種農家A							
	耕種農家B							
	購入国産飼料（事業対象外）							
	自家生産							
	小計							
子実用とうもろこし	耕種農家A							
	耕種農家B							
	購入国産飼料（事業対象外）							
	自家生産							
	小計							
合計						(7)	(8)	
補正								補正係数⑨=(7)÷(8)

注1：事業実施年度の国産飼料確保計画量は事業実施年度における区分欄に該当する飼料の国産（自家産+購入）の確保計画量を記入。

2：補正係数⑨は、小数点以下第2位を四捨五入。

3：補正後の助成対象重量⑩は、10kg未満を切捨て。

4：⑦がゼロ以下の場合はゼロとすること。

5：本事業の実績がある場合は、実績値を記入すること。

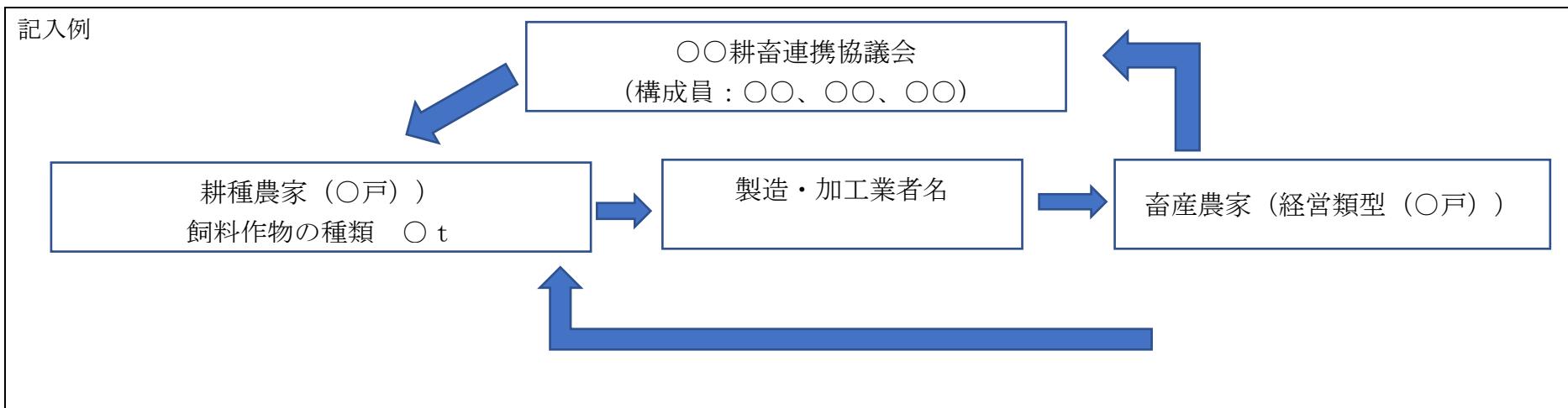
6：「④ ②のうち事業による飼料確保計画量（増加量）」は「1. 事業年度の飼料作物の供給計画の詳細」の「③増加量」と整合性を図ること。

4 飼料分析、給与状況の情報収集、技術指導計画（第2の3の（1）の②の事業を実施する場合に限る）

飼料製造・販売事業者名 ○○

耕種農家等の名称	供給畜産農家数	情報収集内容と点数	飼料分析の内容	技術指導計画

5 耕畜連携推進体制図（第2の3の（1）の①、②共通）



別紙1 様式第2号（第4の4の（6）関係）

1 事業効果総括表及び効果額の集計表

【事業効果総括表】

区分	算式	数値	備考
総事業費	①	千円	事業計画資料より
うち、機械導入に係るもの	②	千円	事業計画資料より
うち、その他	③	千円	事業計画資料より
年総効果額 (生産額増加効果)	④=(B)-(A)	千円／年	年総効果額算出表より
廃用損失額	⑤	千円	廃用損失額算出表より
総合耐用年数	⑥	年	総合耐用年数算出表より
還元率	⑦		利子率は4.0%
妥当投資額	⑧=④/(⑦-⑤)	千円	
投資効率	⑨=⑧/①		

※還元率=(0.04×(1+0.04)ⁿ) / ((1+0.04)ⁿ-1) n=総合耐用年数

2 年総効果額算出基礎表
【経営収支計画】

区分		○年 (取組前)	○年 (1年目)	○年 (2年目)	○年 (3年目)	○年 (目標)
作業面積 (ha)	生産・販売向け飼料					
	作業受託(○○)					
飼料販売	飼料販売量					
	稻わら販売量					
	販売件数(構成員)					
	販売件数(構成員外)					
収入	飼料売上高					
	作業受託売上高					
	営業外収益					
	収入合計	0	0	0	0	0
支出	種苗費					
	肥料費					
	農薬衛生費					
	資材費					
	水道光熱費					
	燃料費					
	建物・施設取得費					
	機械・機器取得費					
	役員報酬					
	雇用労賃					
	共済掛金					
	減価償却費					
	修繕費					
	リース料					
	地代					
	借入金利子					
	租税公課					
	営業外費用					
	支出合計	0	0	0	0	0
所得		(A) 0	0	0	0	(B) 0

※収入及び支出の区分の欄については、国産飼料の生産・販売、作業受託等に係るものとし、取組組織の状況に応じ、適宜項目の加除を行うこと。ただし、収入には補助金を含まないものとする。

3 事業効果総括表算出基礎表

(1) 廃用損失額（既存施設残存価値）は、本事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合はマイナスの効果として計上する。

【廃用損失額（既存施設残存価値）算出表】

機械名	取得価格 (千円) ①	耐用年数 ②	取得年 (西暦)	使用年数 ③	使用可 能年数 ④=② -③	残存率 ⑤=④ /②	残存価値 (千円) ⑥=①× ⑤	耐用年数 の根拠
合 計							各⑥欄の 合計 0	

(2) 総合耐用年数は、本事業で整備する施設、機械について、下表により算出するものとする。

【総合耐用年数算出表（事業対象工種別事業費・耐用年数表）】

機械名	事業費 ①	耐用年数 ③	単年度事業費(減価額) ②=①/③	耐用年数の根拠
	④=①の合計	⑥総合耐用年数 (④/⑤) 0	⑤=②の合計	

別紙1 様式第3号（第5の2の（1）の①、（2）の①関係）

事業参加申込書

○○耕畜連携協議会会長 殿

年 月 日

飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策のうち耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進）に参加するため、飼料自給率向上緊急対策事業実施要領別紙1の第5の2の（1）の①及び（2）の①に基づき、下記のとおり事業参加申込書を提出します。

記

1. 事業参加申込者

経営区分	畜産農家等又は飼料製造・販売事業者	耕種農家等
		① ②
氏名又は法人・組織名	フリガナ	フリガナ
		① ②
代表者氏名 (法人・組織の場合)	フリガナ	フリガナ
		① ②
郵便番号・住所		① ②
連絡先	(電話番号)	(電話番号)
	(電子メール)	① ② (電子メール) ① ②

注1) 経営区分には、

① 畜産農家等の場合は、酪農経営者、酪農経営者組織、肉用牛経営者、肉用牛経営者組織、養豚経営者、養豚経営者集団、養鶏経営者、養鶏経営者集団のいずれかを記入。

② 耕種農家等の場合は、耕種経営者、耕種経営者集団のいずれかを記入。

注2) 組織で参加する場合は、別紙1様式第3-1号（組織構成員）を提出すること。

3) 耕種農家または畜産農家に複数の参加者が存在する場合は番号を付して情報を記入すること。

4) 事業参加者が法人又は組織の場合は代表者の情報を記入し、別紙1様式第3-1号（組織構成員）により、構成員の情報を添付すること。

2. 法令等の順守状況（畜産農家等の順守状況）

（1）畜産における「みどりのチェックシート」による生産活動の点検^{*1}

該当するものにチェック	
<input type="checkbox"/> 実践している	<input type="checkbox"/> 実践していない

※1 畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について（令和4年10月31日付け4畜産第1660号畜産局企画課長通知）に定めるチェックシート

注：畜産農家等が参加者に含まれる場合に記入すること

（2）家畜排せつ物管理に関する指導等^{*2}

該当するものにチェック		
<input type="checkbox"/> 指導等を受けていない	<input type="checkbox"/> 指導等を受けたが、前年度までに改善済み	<input type="checkbox"/> 指導を受けたがまだ改善していない

※2 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告

注：畜産農家等が参加者に含まれる場合に記入すること

（3）その他環境法令の違反^{*3}

該当するものにチェック	
<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有

※3 以下の法律または命令に違反したことにより罰金以上の刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から3年経過していない場合は、有にチェックを記載。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ② 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ③ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ④ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ⑤ 以上の法律に基づく命令の規定

注：畜産農家等が参加者に含まれる場合に記入すること

別紙 1 様式第 3—1 号（組織構成員）

法人・組織名：_____

	事業参加者	
	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

事業参加に係る確認及び 個人情報の取扱いに関する同意書

1 事業参加に係る確認事項

1. 事業参加者は、飼料自給率向上緊急対策事業実施要領（5畜産第2089号令和6年1月9日農林水産省畜産局長通知。以下「実施要領」という。）の別紙1の耕畜連携国産飼料利用拡大対策の事業細目及び具体的な手続等について（以下「耕畜マッチング事業細目等」という。）をよく読むなど、事業の趣旨や内容をよく理解すること
2. 事業参加者は、耕畜マッチング事業細目等に示す耕畜連携国産飼料利用拡大対策の取組内容を理解の上、連携する畜産農家等又は飼料製造・販売事業者と耕種農家等の間で作成した利用供給計画に基づき取組を実施すること。
3. 事業参加者は、事業参加申込書等の内容に変更があった場合は、速やかに申し出ること。
4. 事業参加者は、農林水産省、都道府県、事業実施主体、協議会等による参加申込内容の確認及び現地確認に協力すること。
5. 事業参加者は、申請の基礎となった証拠書類又は証拠物を5年間保管するとともに、農林水産省、都道府県、事業実施主体及び協議会等現地確認等を実施する事業者からの求めに応じて提供すること。
6. 本事業に係る補助金の交付を受けた後に実施される確認の対象となった事業者は、現地確認等の実施に協力すること。
7. 本事業に係る補助金の交付を受けた後に補助金の交付要件を満たさないことが判明した場合、現地確認を拒否した場合、他の耕畜マッチング事業細目等に違反した場合には、補助金を返還すること。

2 個人情報の取扱いに関する同意事項

1. 個人情報の利用

農林水産省本省は、耕畜連携国産飼料利用拡大対策の補助金を交付するために、事業参加申込者から提供された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」その他関係法令に基づき適正に管理し、本事業に係る補助金の交付事務のために利用します。

2. 個人情報の第三者提供

- (1) 農林水産省本省は、事業参加申込内容を確認するため、事業参加者の関係する地方自治体及び関係団体に、必要最小限の参加申込内容を提供します。
- (2) 農林水産本省は、本事業の補助金交付後の現地確認等を実施するため、事業参加者から提供された参加申込内容及び交付申請内容を、現地確認等を実施する事業者に提供します。
- (3) 実施要領第5の2(1)の①に定める飼料作物供給マッチング申請及び飼料利用マッチング申請に係る情報は耕種農家等と畜産農家等のマッチングを図るため、農林水産省、事業実施主体、地方公共団体、協議会、耕種農家等、畜産農家等へ情報提供する場合があります。

私は、1の事項について確認し、2の事項について同意します。

年　月　日
(本人署名)

別紙1 様式第5号（第5の2の（1）の①関係）

飼料作物供給マッチング申請

○○耕畜連携協議会会長 殿

年 月 日

飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策のうち耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進）に参加するため、飼料自給率向上緊急対策事業実施要領の別紙1の第5の2の（1）の①に基づき、飼料作物供給マッチング申請を提出します。

記

1. マッチング申込者

(1) 氏名又は法人・組織名：

(2) 代表者氏名（法人・組織の場合）：

(3) 郵便番号・住所：

(4) 連絡先：（電話番号） (メールアドレス)

2. 供給可能な飼料の種類・面積等

飼料作物の種類	面積 (a)	重量 (kg)
青刈りとうもろこし		
ソルゴー(スーダングラスを含む)		
牧草（飼料用の麦類を含む）		
子実用とうもろこし		
合計		

3. 2の飼料を供給するに当たっての条件等

{ }

4. 供給を希望するたい肥の量

{ }

5. 供給を希望するたい肥の条件

{ }

別紙1 様式第6号（第5の2の（1）の①関係）

飼料利用マッチング申請

○○耕畜連携協議会会長 殿

年 月 日

飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策のうち耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進）に参加するため、飼料自給率向上緊急対策事業実施要領の別紙1の第5の2の（1）の①に基づき、飼料利用マッチング申請を提出します。

記

1. マッチング申込者

(1) 経営区分（※1）：

(2) 氏名又は法人・組織名：

(3) 代表者氏名（法人・組織の場合）：

(4) 郵便番号・住所：

(5) 連絡先：（電話番号）(メールアドレス)

2. 供給を希望する飼料の種類・重量等

飼料作物の種類	重量 (kg)
青刈りとうもろこし	
ソルゴー(スーダングラスを含む)	
牧草（飼料用の麦類を含む）	
子実用とうもろこし	
合計	

3. 2の飼料の供給を受けるに当たっての条件等

{ }]

4. 有効利用されていないたい肥の量 () t

5. うち供給可能なたい肥の量 () t

6. たい肥を供給するに当たっての条件等

{ }]

※1 経営区分には、酪農経営者、酪農経営者組織、肉用牛経営者、肉用牛経営者組織、養豚経営者、養豚経営者集団、養鶏経営者、養鶏経営者集団のいずれかを記入。

別紙1 様式第7号（第5の2の（1）の⑤）

利用供給地域計画

年　月　日

事業実施主体名

代表者の役職及び氏名 殿

○○耕畜連携協議会
会長○○

飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策のうち耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進）に参加するため、飼料自給率向上緊急対策事業実施要領の別紙1の第5の2の（1）の⑤に定める利用供給地域計画を提出いたします。

別紙1 様式第7-1号（第5の2の（1）の⑤関係）

○年

利用供給地域計画

○年○月

協議会名：○○耕畜連携協議会

代表者氏名：○○

別紙1様式第7-1号 別添1

1. 年度ごとの飼料作物の供給計画

① 青刈りとうもろこし

耕種農家等の名称	1年目(○年度)				2年目(○年度)				3年目(○年度)			
	生産面積 (a)	生産重量 (kg)	うち事業供給面積(a)	うち事業供給重量(kg)	生産面積 (a)	生産重量 (kg)	うち事業供給面積 (a)	うち事業供給重量 (kg)	生産面積 (a)	生産重量 (kg)	うち事業供給面積 (a)	うち事業供給重量 (kg)
合 計												

注1：利用供給計画の「1. 年度ごとの飼料作物の供給計画」（別紙1様式第1号別添1）から転記すること。

② ソルゴー

耕種農家等の名称	1年目(○年度)				2年目(○年度)				3年目(○年度)			
	生産面積 (a)	生産重量 (kg)	うち事業供給面積 (a)	うち事業供給重量 (kg)	生産面積 (a)	生産重量 (kg)	うち事業供給面積 (a)	うち事業供給重量 (kg)	生産面積 (a)	生産重量 (kg)	うち事業供給面積 (a)	うち事業供給重量 (kg)
合 計												

注1：利用供給計画の「1. 年度ごとの飼料作物の供給計画」（別紙1様式第1号別添1）から転記すること。

③ 牧草

耕種農家等の名称	1年目(○年度)				2年目(○年度)				3年目(○年度)			
	生産面積 (a)	生産重量 (kg)	うち事業供給面積 (a)	うち事業供給重量 (kg)	生産面積 (a)	生産重量 (kg)	うち事業供給面積 (a)	うち事業供給重量 (kg)	生産面積 (a)	生産重量 (kg)	うち事業供給面積 (a)	うち事業供給重量 (kg)
合計												

注1：利用供給計画の「1. 年度ごとの飼料作物の供給計画」（別紙1 様式第1号別添1）から転記すること。

④ 子実用とうもろこし

耕種農家等の名称	1年目(○年度)				2年目(○年度)				3年目(○年度)			
	生産面積 (a)	生産重量 (kg)	うち事業供給面積 (a)	うち事業供給重量 (kg)	生産面積 (a)	生産重量 (kg)	うち事業供給面積 (a)	うち事業供給重量 (kg)	生産面積 (a)	生産重量 (kg)	うち事業供給面積 (a)	うち事業供給重量 (kg)
合計												

注1：利用供給計画の「1. 年度ごとの飼料作物の供給計画」（別紙1 様式第1号別添1）から転記すること。

2. 年度ごとのたい肥利用供給計画

畜産農家等の名称	事業実施前(○年度)			1年目(○年度)			2年目(○年度)			3年目(○年度)			備 考
	発生量 (t)	需要量 (t)	供給量 (t)										
						()			()			()	
						()			()			()	
合計						()			()			()	

注1：利用供給計画の「2. 年度ごとのたい肥供給計画」（別紙1 様式第1号別添1）から転記すること。

3. 年度ごとの国産飼料作物利用計画

① 青刈りとうもろこし

畜産農家等又は 飼料製造・販売事 業者の名称	事業実施前	1年目（〇年度）	2年目（〇年度）	3年目（〇年度）	備考
	国産利用量(kg)	補正後事業対象重量(kg)	補正後事業対象重量(kg)	補正後事業対象重量(kg)	
合計					

注1：利用供給計画の「3. 年度ごとの飼料作物の利用計画」（別紙1 様式1号 別添1）から転記すること。

② ソルゴー

畜産農家等又は 飼料製造・販売事 業者の名称	事業実施前	1年目（〇年度）	2年目（〇年度）	3年目（〇年度）	備考
	国産利用量(kg)	補正後事業対象重量(kg)	補正後事業対象重量(kg)	補正後事業対象重量(kg)	
合計					

注1：利用供給計画の「3. 年度ごとの飼料作物の利用計画」（別紙1 様式1号 別添1）から転記すること。

③ 牧草

畜産農家等又は 飼料製造・販売事 業者の名称	事業実施前	1年目（〇年度）	2年目（〇年度）	3年目（〇年度）	備考
	国産利用量(kg)	補正後事業対象重量(kg)	補正後事業対象重量(kg)	補正後事業対象重量(kg)	
合計					

注1：利用供給計画の「3. 年度ごとの飼料作物の利用計画」（別紙1様式1号 別添1）から転記すること。

④ 子実用とうもろこし

畜産農家等又は 飼料製造・販売事 業者の名称	事業実施前	1年目（〇年度）	2年目（〇年度）	3年目（〇年度）	備考
	国産利用量(kg)	補正後事業対象重量(kg)	補正後事業対象重量(kg)	補正後事業対象重量(kg)	
合計					

注1：利用供給計画の「3. 年度ごとの飼料作物の利用計画」（別紙1様式1号 別添1）から転記すること。

別紙1様式7-1号 別添2

1. 事業年度の飼料作物の供給計画の詳細

① 青刈りとうもろこし

耕種農家等 の名称	事業実施の前年度(○年度)					事業実施年度(○年度)					③増加 量(kg) (②-①)	備考
	生産面 積(a)	生産重 量(kg)	供給先畜産農 家等又は飼料 製造・販売事 業者名	うち事業 対象者へ の供給面 積(a)	①うち事 業対象者 への供給 重量(kg)	生産面 積(a)	生産重 量(kg)	供給先畜産農 家等又は飼料 製造・販売事 業者名	うち事業 供給面積 (a)	②うち事 業供給重 量(kg)		
合計												

注1：事業実施年度の値は、別紙1様式第1号 別添2の「1. 事業年度の飼料作物の供給計画の詳細」から転記すること。

② ソルゴー

耕種農家等 の名称	事業実施の前年度(○年度)					事業実施年度(○年度)					③増加 量(kg) (②-①)	備考
	生産面 積(a)	生産重 量(kg)	供給先畜産農 家等又は飼料 製造・販売事 業者名	うち事業 対象者へ の供給面 積(a)	①うち事 業対象者 への供給 重量(kg)	生産面 積(a)	生産重 量(kg)	供給先畜産農 家等又は飼料 製造・販売事 業者名	うち事業 供給面積 (a)	②うち事 業供給重 量(kg)		
合計												

注1：事業実施年度の値は、別紙1様式第1号 別添2の「1. 事業年度の飼料作物の供給計画の詳細」から転記すること。

③ 牧草

耕種農家等 の名称	事業実施の前年度(○年度)					事業実施年度(○年度)					③増加 量(kg) (②-①)	備考
	生産面 積(a)	生産重 量(kg)	供給先畜産農 家等又は飼料 製造・販売事 業者名	うち事業 対象者へ の供給面 積(a)	①うち事 業対象者 への供給 重量(kg)	生産面 積(a)	生産重 量(kg)	供給先畜産農 家等又は飼料 製造・販売事 業者名	うち事業 供給面積 (a)	②うち事 業供給重 量(kg)		
合計												

注1：事業実施年度の値は、別紙1様式第1号 別添2の「1. 事業年度の飼料作物の供給計画の詳細」から転記すること。

④ 子実用とうもろこし

耕種農家等 の名称	事業実施の前年度(○年度)					事業実施年度(○年度)					③増加 量(kg) (②-①)	備考
	生産面 積(a)	生産重 量(kg)	供給先畜産農 家等又は飼料 製造・販売事 業者名	うち事業 対象者へ の供給面 積(a)	①うち事 業対象者 への供給 重量(kg)	生産面 積(a)	生産重 量(kg)	供給先畜産農 家等又は飼料 製造・販売事 業者名	うち事業 供給面積 (a)	②うち事 業供給重 量(kg)		
合計												

注1：事業実施年度の値は、別紙1様式第1号 別添2の「1. 事業年度の飼料作物の供給計画の詳細」から転記すること。

2. 事業年度のたい肥利用供給計画の詳細（第2の3の（1）の①の事業を実施する場合に限る。）

供給元畜産農家等の名称、 氏名	事業実施前 (〇年度)			事業実施年度 (〇年度)				備 考
	発生量(t)	需要量(t)	供給量(t)	発生量(t)	供給先耕種農家等名	需要量(t)	供給量(t)	
○○					○○		()	□国内肥料資源拡大対策事業へ加入している
							()	□国内肥料資源拡大対策事業へ加入している
					△△		()	
合 計							()	

注1：事業実施年度の値は、別紙1様式第1号 別添2の「2. 事業年度のたい肥利用供給計画の詳細」から転記すること。

3. 事業年度の飼料作物利用計画の詳細

畜産農家等飼料製造・販売事業者の名称（経営類型）	飼料供給者の名称	国産飼料の種類	事業実施の前年度（〇年度）国産飼料利用量(kg)①	事業実施年度（〇年度）国産飼料確保計画量(kg)②	飼料の増減量(kg) ③=②-①	④②のうち事業による飼料確保計画量(増加量)(kg)	助成対象重量(kg)⑤=(③と④のどちらか低い値)	補正係数の算定(kg)⑥=(⑤を転記。⑤のうち対象重量がマイナスの場合、ゼロを記入)	補正後助成対象重量(kg)⑩各作物の⑥の値×⑨
		青刈りとうもろこし							
		ソルゴー							
		牧草							
		子実用とうもろこし							
		小計					⑦	⑧	
		補正						補正係数⑨=⑦÷⑧	
		青刈りとうもろこし							
		ソルゴー							
		牧草							
		子実用とうもろこし							
		小計					⑦	⑧	
		補正						補正係数⑨=⑦÷⑧	
	合 計								

注1：事業実施年度の値は、別紙1様式第1号 別添2の「3. 事業年度の飼料作物利用計画の詳細」から転記すること。

4 飼料分析、給与状況の情報収集、技術指導計画

飼料製造・販売事業者 者の名称	耕種農家等の名称	供給畜産農家数	情報収集内容と点数	飼料分析の内容	技術指導計画

別紙1 様式第8号（第5の2の（1）の⑥関係）

耕畜連携利用供給計画

農林水産省畜産局長 殿

年 月 日

所在地

事業実施主体名

代表者名

飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策のうち耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進）に参加するため、飼料自給率向上緊急対策事業実施要領の別紙1の第5の2の（1）の⑥に定める耕畜連携利用供給計画を提出いたします。

別紙1 様式第8－1号（第5の2の（1）の⑥関係）

〇年

耕畜連携利用供給計画

〇年〇月

事業実施主体名：〇〇

代表者氏名：〇〇

別紙1 様式第8－1号 別添1

1. 年度ごとの飼料作物の供給計画

①青刈りとうもろこし

耕畜連携協議会の 名称	耕種農家等の名称	1年目(○年度)				2年目(○年度)				3年目(○年度)			
		生産 面積 (a)	生産 重量 (kg)	うち事業 供給面積 (a)	うち事業 供給重量 (kg)	生産 面積 (a)	生産 重量 (kg)	うち事業 供給面積 (a)	うち事業 供給重量 (kg)	生産 面積 (a)	生産 重量 (kg)	うち事業 供給面積 (a)	うち事業 供給重量 (kg)
合 計													

注1：利用供給地域計画の「1. 年度ごとの飼料作物の供給計画」（別紙1 様式第7－1号 別添1）から転記すること。

②ソルゴー

耕畜連携協議会の 名称	耕種農家等の名称	1年目(○年度)				2年目(○年度)				3年目(○年度)			
		生産 面積 (a)	生産 重量 (kg)	うち事業 供給面積 (a)	うち事業 供給重量 (kg)	生産 面積 (a)	生産 重量 (kg)	うち事 業供給 面積(a)	うち事業 供給重量 (kg)	生産 面積 (a)	生産 重量 (kg)	うち事業 供給面積 (a)	うち事業 供給重量 (kg)
合 計													

注1：利用供給地域計画の「1. 年度ごとの飼料作物の供給計画」（別紙1 様式第7－1号 別添1）から転記すること。

③牧草

耕畜連携協議会 の名称	耕種農家等の名称	1年目(○年度)				2年目(○年度)				3年目(○年度)			
		生産 面積 (a)	生産 重量 (kg)	うち事業 供給面積 (a)	うち事業 供給重量 (kg)	生産 面積 (a)	生産 重量 (kg)	うち事業 供給面積 (a)	うち事業 供給重量 (kg)	生産 面積 (a)	生産 重量 (kg)	うち事業 供給面積 (a)	うち事業 供給重量 (kg)
合 計													

注1：利用供給地域計画の「1. 年度ごとの飼料作物の供給計画」（別紙1 様式第7-1号 別添1）から転記すること。

④子実用とうもろこし

耕畜連携協議会 の名称	耕種農家等の名称	1年目(○年度)				2年目(○年度)				3年目(○年度)			
		生産 面積 (a)	生産 重量 (kg)	うち事業 供給面積 (a)	うち事業 供給重量 (kg)	生産 面積 (a)	生産 重量 (kg)	うち事業 供給面積 (a)	うち事業 供給重量 (kg)	生産 面積 (a)	生産 重量 (kg)	うち事業 供給面積 (a)	うち事業 供給重量 (kg)
合 計													

注1：利用供給地域計画の「1. 年度ごとの飼料作物の供給計画」（別紙1 様式第7-1号 別添1）から転記すること。

2. 年度ごとのたい肥利用供給計画

耕畜連携協議会の名称	畜産農家等の名称	事業実施前(○年度)			1年目(○年度)			2年目(○年度)			3年目(○年度)			備考
		発生量(t)	需要量(t)	供給量(t)	発生量(t)	需要量(t)	供給量(t)	発生量(t)	需要量(t)	供給量(t)	発生量(t)	需要量(t)	供給量(t)	
							()			()			()	
							()			()			()	
							()			()			()	
							()			()			()	
合 計							()						()	

注1：利用供給地域計画の「2. 年度ごとのたい肥利用供給計画」（別紙1 様式第7-1号 別添1）から転記すること。

3. 年度ごとの飼料作物利用計画

①青刈りとうもろこし

畜産農家等又は飼料 製造・販売事業者の 名称	事業実施前 国産利用量 (kg)	1年目(○年度)	2年目(○年度)	3年目(○年度)	備考
		事業対象重量 (kg)	事業対象重量 (kg)	事業対象重量 (kg)	
合 計					

注1：利用供給地域計画の「3. 年度ごとの国産飼料作物利用計画」（別紙1様式第7-1号 別添1）から転記すること。

②ソルゴー

畜産農家等又は飼料 製造・販売事業者の 名称	事業実施前 国産利用量 (kg)	1年目(○年度)	2年目(○年度)	3年目(○年度)	備考
		事業対象重量 (kg)	事業対象重量 (kg)	事業対象重量 (kg)	
合 計					

注1：利用供給地域計画の「3. 年度ごとの国産飼料作物利用計画」（別紙1様式第7-1号 別添1）から転記すること。

③牧草

畜産農家等又は飼料 製造・販売事業者の 名称	事業実施前 国産利用量 (kg)	1年目(○年度)	2年目(○年度)	3年目(○年度)	備考
		事業対象重量 (kg)	事業対象重量 (kg)	事業対象重量 (kg)	
合計					

注1：利用供給地域計画の「3. 年度ごとの国産飼料作物利用計画」（別紙1様式第7-1号 別添1）から転記すること。

④子実用とうもろこし

畜産農家等又は飼料 製造・販売事業者の 名称	事業実施前 国産利用量 (kg)	1年目(○年度)	2年目(○年度)	3年目(○年度)	備考
		事業対象重量 (kg)	事業対象重量 (kg)	事業対象重量 (kg)	
合計					

注1：利用供給地域計画の「3. 年度ごとの国産飼料作物利用計画」（別紙1様式第7-1号 別添1）から転記すること。

別紙1様式8-1号 別添2

1. 事業年度の飼料作物の供給計画の詳細

① 青刈りとうもろこし

協議会名	耕種農家等の名称	事業実施の前年度(○年度)					事業実施年度(○年度)					③増加量(kg) (②-①)	備考
		生産面積(a)	生産重量(kg)	供給先畜産農家等又は飼料製造・販売事業者名	うち事業対象者への供給面積(a)	①うち事業対象者への供給重量(kg)	生産面積(a)	生産重量(kg)	供給先畜産農家等又は飼料製造・販売事業者名	うち事業供給面積(a)	②うち事業供給重量(kg)		
	合計												

注1：事業実施年度の値は利用供給地域計画の「1. 事業年度の飼料作物の供給計画の詳細」（別紙1様式第7-1号 別添2）から転記すること。

② ソルゴー

協議会名	耕種農家等の名称	事業実施の前年度(○年度)					事業実施年度(○年度)					(③)増加量(kg) (②)-①)	備考
		生産面積(a)	生産重量(kg)	供給先畜産農家等又は飼料製造・販売事業者名	うち事業対象者への供給面積(a)	①うち事業対象者への供給重量(kg)	生産面積(a)	生産重量(kg)	供給先畜産農家等又は飼料製造・販売事業者名	うち事業供給面積(a)	②うち事業供給重量(kg)		
	合計												

注1：事業実施年度の値は利用供給地域計画の「1. 事業年度の飼料作物の供給計画の詳細」（別紙1様式第7-1号 別添2）から転記すること。

(3) 牧草

協議会名	耕種農家等の名称	事業実施の前年度(○年度)					事業実施年度(○年度)					(③)増加量(kg) (②)-①)	備考
		生産面積(a)	生産重量(kg)	供給先畜産農家等又は飼料製造・販売事業者名	うち事業対象者への供給面積(a)	①うち事業対象者への供給重量(kg)	生産面積(a)	生産重量(kg)	供給先畜産農家等又は飼料製造・販売事業者名	うち事業供給面積(a)	②うち事業供給重量(kg)		
	合計												

注1：事業実施年度の値は利用供給地域計画の「1. 事業年度の飼料作物の供給計画の詳細」（別紙1様式第7-1号 別添2）から転記すること。

④ 子実用とうもろこし

協議会名	耕種農家等の名称	事業実施の前年度(○年度)					事業実施年度(○年度)					(③)増加量(kg) (②)-①)	備考
		生産面積(a)	生産重量(kg)	供給先畜産農家等又は飼料製造・販売事業者名	うち事業対象者への供給面積(a)	①うち事業対象者への供給重量(kg)	生産面積(a)	生産重量(kg)	供給先畜産農家等又は飼料製造・販売事業者名	うち事業供給面積(a)	②うち事業供給重量(kg)		
	合計												

注1：事業実施年度の値は利用供給地域計画の「1. 事業年度の飼料作物の供給計画の詳細」（別紙1様式第7-1号 別添2）から転記すること。

2. 事業年度のたい肥利用供給計画の詳細（第2の3の（1）の①の事業を実施する場合に限る。）

協議会等の名称	供給元畜産農家等の 名称、氏名	事業実施前（〇年度）			事業実施年度 (〇年度)				備考
		発生量 (t)	需要量 (t)	供給量 (t)	発生量 (t)	供給先耕種 農家等名	需要量 (t)	供給量 (t)	
	〇〇				〇〇		()	□国内肥料資源拡大対策支援 事業へ加入している。	
	△△				△△		()		
	〇〇				〇〇		()	□国内肥料資源拡大対策支援 事業へ加入している。	
	□□						()		
合 計					△△		()		
							()		

注1：事業実施年度の値は利用供給地域計画の「2. 事業年度のたい肥利用供給計画の詳細」（別紙1様式第7-1号 別添2）から転記すること。

3. 事業年度の飼料作物利用計画の詳細

協議会の名称	畜産農家等、飼料製造・販売事業者の名称（経営類型）	飼料供給者の名称	国産飼料の種類	事業実施の前年度（〇年度）国産飼料利用量(kg)①	事業実施年度（〇年度）国産飼料確保計画量(kg)②	飼料の増減量(kg) ③=②-①	④ ②のうち事業による飼料確保計画量（増加量）(kg)	助成対象重量(kg)⑤=(③と④のどちらか低い値)	補正係数の算定(kg)⑥=(⑤を転記。⑤のうち対象重量がマイナスの場合、ゼロを記入)	補正後助成対象重量(kg)⑩各作物の⑥の値×⑨
			青刈りとうもろこし							
			ソルゴー							
			牧草							
			子実用とうもろこし							
			小計					⑦	⑧	
			補正						補正係数⑨=⑦÷⑧	
			青刈りとうもろこし							
			ソルゴー							
			牧草							
			子実用とうもろこし							
			小計					⑦	⑧	
			補正						補正係数⑨=⑦÷⑧	
	合 計									

注1：事業実施年度の値は利用供給地域計画の「3. 事業年度の飼料作物利用計画の詳細」（別紙1様式第7-1号 別添2）から転記すること。

4 飼料分析、給与状況の情報収集、技術指導計画

協議会の名称 業者の名称	飼料製造・販売事 業者の名称	耕種農家等の名称	供給畜産農家数	情報収集内容と点数	飼料分析の内容	技術指導計画

別紙1 様式第9号（第5の2の（1）の⑦）

番 号
年 月 日

事業実施主体名
事業実施主体の長 殿

畜産局長

○○年度飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策のうち耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進）耕畜連携利用供給計画について（結果通知）

○月○日付けで申請のあった飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策のうち耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進）耕畜連携利用供給計画について、審査の結果を、下記のとおりお知らせします。

記

1 整理番号

○○○○

2 補助金交付対象重量（要件：適・不適）

青刈りとうもろこし
ソルゴー
(スーダングラスを含む)
牧草
(飼料用の麦類を含む)
子実用とうもろこし

kg
kg
kg
kg

別紙1 様式第9-1号（第5の2の（1）の⑧関係）

番 号
年 月 日

○○耕畜連携協議会
会長 ○○ 殿

事業実施主体名
事業実施主体の長

○○年度飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策のうち耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進）利用供給計画について（結果通知）

○月○日付けで提出のあった飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策のうち耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進）利用供給計画について、審査の結果を、下記のとおりお知らせします。

記

1 整理番号
○○○○

2 補助金交付対象重量（要件：適・不適）

りとうもろこし
ソルゴー^{（スーダングラスを含む）}
牧草^{（飼料用の麦類を含む）}
子实用とうもろこし

kg

別紙1 様式第9-2号（第5の2の（1）の⑨関係）

番 号
年 月 日

事業参加者名 殿

〇〇耕畜連携協議会
会長〇〇

〇〇年度飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策のうち耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進）利用供給計画について（結果通知）

〇月〇日付けで提出のあった飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策のうち耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進）利用供給計画について、審査の結果を、下記のとおりお知らせします。

記

1 整理番号

〇〇〇〇

2 補助金交付対象重量（要件：適・不適）

青刈りとうもろこし
ソルゴー^{（スーダングラスを含む）}
牧草^{（飼料用の麦類を含む）}
子実用とうもろこし

kg
kg
kg
kg

別紙1 様式第10号（第5の2の（4）の③関係）

現地事前確認等結果

I 耕種農家等用

協議会／団体名

1. 現地確認等実施者氏名等

実施年月日	実施者の所属組織等の名称	実施者の氏名
年　　月　　日		

2. 整理番号

整理番号							

3. 耕種農家等事業参加者氏名

フリガナ		フリガナ	
氏名又は法人、組織名		代表者氏名(法人、組織のみ)	

4. 飼料作物生産状況

現地確認等後 青刈りとうもろ こし作付 面積及び重量 (注1)	現地確認等後 ソルゴー作付 面積及び重量 (注1)	現地確認等後 牧草作付 面積及び重量 (注1)	現地確認等後 子実用とうもろ こし作付 面積及び重量 (注1)	合計面積及び重 量 (1a未満切捨て) (注1)
a	a	a	a	a
kg	kg	kg	kg	kg

注1) 10a(アール)未満又は10kg未満切捨て後の面積及び重量。

5. 飼料作物供給先状況

現地確認等後 青刈りとうもろ こし供給重量 (注1)	現地確認等後 ソルゴー供給重 量 (注1)	現地確認等後 牧草供給重量 (注1)	現地確認等後 子実用とうもろ こし供給重量 (注1)	合計重量 (10kg未満切 捨て) (注1)
氏名	重量	氏名	重量	氏名

注1) 10kg未満切捨て後の重量。

注2) 協議会参画者への供給量を記入すること。

6. たい肥の受入状況

たい肥供給元畜産農家等名	たい肥の受入状況		
	受入希望量①	受入重量②	受入割合③=②／①

II 畜産農家等用

1. 現地確認等実施者氏名等

実施年月日	実施者の所属組織等の名称	実施者の氏名
年　　月　　日		

2. 整理番号

整理番号								

3. 畜産農家等事業参加者氏名

フリガナ		フリガナ	
氏名又は法人、組織名		代表者氏名(法人、組織のみ)	

4. 飼料作物受け入れ状況

青刈りとうもろこし					ソルゴー				
供給者 氏名	拡大重 量	分析点 数	給与状 況記帳 の有無	情報提 供の有 無	供給者 氏名	拡大重 量	分析点 数	給与状 況記帳 の有無	情報提 供の有 無

牧草					子実用とうもろこし				
供給者 氏名	拡大重 量	分析点 数	給与状 況記帳 の有無	情報提 供の有 無	供給者 氏名	拡大重 量	分析点 数	給与状 況記帳 の有無	情報提 供の有 無

合計重量 (10kg未満切捨て)	
氏名	重量

注1) 10kg未満切捨て後の合計重量。

注2) 氏名には供給者氏名を記入。

5. 堆肥の供給状況

余剰たい肥量 (t) ①	供給先氏名	供給量②	供給割合③=②／①
合計			(3)

6. 法令等の遵守状況

みどりのチェックシート	家畜排せつ物等の管理状況（注3）				その他環境法令の違反の遵守（注4）		
	指導等の有無		指導等に対する改善の状況				
適	不適	適	不適	適	不適	適	不適

注3) 指導等とは、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告をいう。改善状況については、事業実施の前年度までに改善を行っていない場合は「不適」となる。

注4) その他環境法令とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「湖沼水質保全特別措置法」、「水質汚濁防止法」及び「悪臭防止法」をいう。罰金以上の刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から3年経過していない場合は「不適」となる。

III 飼料製造・販売事業者用

1. 現地確認等実施者氏名等

実施年月日	実施者の所属組織等の名称	実施者の氏名
年　　月　　日		

2. 整理番号

整理番号									

3. 飼料製造・販売事業者氏名

フリガナ		フリガナ	
氏名又は法人、組織名		代表者氏名(法人、組織のみ)	

4. 飼料作物受け入れ状況

青刈りとうもろこし					ソルゴー				
供給者 氏名	拡大重 量	分析点 数	給与状 況収集 の有無	情報提 供・技 術指導 の有無	供給者 氏名	拡大重 量	分析点 数	給与状 況収集 の有無	情報提 供・技 術指導 の有無

牧草					子実用とうもろこし				
供給者 氏名	拡大重 量	分析点 数	給与状 況収集 の有無	情報提 供・技 術指導 の有無	供給者 氏名	拡大重 量	分析点 数	給与状 況収集 の有無	情報提 供・技 術指導 の有無

合計重量 (10kg未満切捨て)	
氏名	重量

注1) 10kg未満切捨て後の合計重量。

注2) 氏名には供給者氏名を記入。

5. 法令等の遵守状況

みどりのチェックシート	
適	不適

別紙1 様式第11号（第5の2の（4）の③関係）

番 号
年 月 日

事業実施主体

代表者名〇〇 殿

耕畜連携協議会名
会長〇〇

〇〇年度飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策のうち耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進）に係る現地事前確認等結果について（報告）

飼料自給率向上緊急対策事業実施要領の別紙1の第5の2の（4）の③の規定に基づき、現地事前確認等を実施しましたのでその結果を下記のとおり提出します。

記

1 現地事前確認等結果総括表 別紙のとおり

別紙1 様式第11-1号（第5の2の（4）の③関係）

現地事前確認等結果総括表

○○耕畜連携協議会

枚/総枚数 _____ /

整 理 番 号	事業参加畜産農家等又は飼料 製造・販売事業者①		経営 区分 ② (注 1)	国産 青刈 りと うも ろこ し利 用拡 大量 ③ (kg)	国産 ソル ゴー 利用 拡大 量④ (kg	牧草利 用拡大 量⑤ (kg	予実用 とうも ろこし 利用拡 大量⑥ (kg)	国 産 飼 料 拡 大 量 の 確 認 ⑦	給 与 情 報 の 提 供 ・ 指 導 状 況 確 認 ⑧	た い 肥 利 用 拡 大 状 況 ⑨	法令等の順守状況⑩			事業 参 加 耕 種 農 家 等⑪	青刈り とうも ろこし 供給重 量⑫ (kg)	ソルゴ 一供給 重量⑬ (kg)	牧草供 給重量 ⑭ (kg)	予実用 とうも ろこし 供給重 量⑮ (kg)	作付 状況 の確 認⑯	現 地 確 認 年 月 日⑰
	氏名	住所									みどり のチエ ックシ ートの 実践の 確認 (適・ 不適)	家畜排せつ物の 管理状況 (注2)	その 他環 境法 令の 遵守 (注 3)							
1								□	□	□								□		
2								□	□	□								□		
3								□	□	□								□		
4								□	□	□								□		
5								□	□	□								□		
6								□	□	□								□		
7								□	□	□								□		
8								□	□	□								□		
9								□	□	□								□		
10								□	□	□								□		

【合計人数】 (人)																

- 注 1) 酪農経営組織は 1、酪農経営者組織は 2、肉用牛経営者は 3、肉用牛経営者組織は 4、養豚経営者は 5、養豚経営者集団は 6、養鶏経営者は 7、養鶏経営者集団は 8 を記載。
- 注 2) 指導等とは、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第 4 条及び第 5 条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告をいう。改善状況については、事業実施の前年度までに改善を行っている場合は「適」、行っていない場合は「不適」と記載。
- 注 3) その他環境法令とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「湖沼水質保全特別措置法」、「水質汚濁防止法」及び「悪臭防止法」をいう。罰金以上の刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から 3 年経過している場合は「適」、経過していない場合は「不適」と記載。
- 注 4) 飼料製造・販売事業者の場合は、⑨、⑩（緑のチェックシートを除く）は記入不要

別紙1 様式第12号（第5の2の（4）の④関係）

飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策のうち耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進）参加申込状況（調整用）

整理番号	事業参加畜産農家等、飼料製造・販売事業者①		経営区分② (注1)	国産青刈りとうもろこし利用拡大量③ (kg)	国産ソルゴー利用拡大量④ (kg)	牧草利用拡大量⑤ (kg)	予実用とうもろこし利用拡大量⑥ (kg)	法令等の順守状況⑦			事業参加耕種農家等⑧	青刈りとうもろこし供給重量⑨ (kg)	ソルゴー供給重量⑩ (kg)	牧草供給重量⑪ (kg)	予実用とうもろこし供給重量⑫ (kg)	たい肥の利用量⑬
	氏名	住所						みどりのチェックシートの実践の確認（適・不適）	家畜排せつ物の管理状況（注2）	その他環境法令の遵守（注3）						
								指導等の有無	指導等に対する改善状況							
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
【合計人数】 (人)																

注1) 酪農経営組織は1、酪農経営者組織は2、肉用牛経営者は3、肉用牛経営者組織は4、養豚経営者は5、養豚経営者集団は6、養鶏経営者は7、養鶏経営者集団は8を記載。

注2) 指導等とは、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言

並びに勧告をいう。改善状況については、事業実施の前年度までに改善を行っている場合は「適」、行っていない場合は「不適」と記載。

注3) その他環境法令とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「湖沼水質保全特別措置法」、「水質汚濁防止法」及び「悪臭防止法」をいう。罰金以上の刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から3年経過している場合は「適」、経過していない場合は「不適」と記載。

注4) 飼料製造・販売事業者の場合は、⑦（緑のチェックシートを除く）、⑬は記入不要

別紙1様式第13号（第5の2の（6）関係）

番 号
年 月 日

事業実施主体

代表者名〇〇 殿

耕畜連携協議会

名

会長〇〇

〇〇年度飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策のうち耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進）に係る現地事後確認等結果について

飼料自給率向上緊急対策事業実施要領の別紙1の第5の2の（6）の規定に基づき、現地事後確認等を実施しましたのでその結果を下記のとおり提出します。

記

1 現地事後確認等結果総括表 別紙のとおり

※現地事前確認等結果総括表を用いること。この場合総括表の「事前確認」は「事後確認」とする。

別紙1様式第14号（第5の2の（6）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

事業実施主体名
代表者名

〇〇年度飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策のうち耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進）に係る現地事後確認等結果について

飼料自給率向上緊急対策事業実施要領の別紙1の第5の2の（6）の規定に基づき、現地事後確認等を実施しましたのでその結果を下記のとおり提出します。

記

1 現地事後確認等結果総括表 別紙のとおり

※現地事前確認等結果総括表を用いること。この場合総括表の「事前確認」は「事後確認」とする。

別紙1様式第15号（第5の2の（7）の②関係）

事業参加申込者の交付金の承継（申出）

年 月 日

○○耕畜連携協議会長 殿

事業参加申込者住所
事業参加申込者氏名

整理番号

--

経営承継者又は相続人の住所
経営承継者又は相続人の氏名

耕畜連携国産飼料利用拡大対策の事業参加申込者の死亡により、私が変わって交付金の交付を受ける承継をすることとしたので、飼料自給率向上緊急対策事業実施要領の別紙1の第5の2の（7）の②飼料自給率向上緊急対策事業補助金交付等要綱の第7第1項に基づく別紙の7の②の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 交付金の交付の承継に係る事由の発生日

事由発生年月日	年 月 日
---------	-----------------

2 事業の承継等に係ること

	承継前の事業参加申込者	交付金の交付の承継をする事業参加申込者の相続人
フリガナ		
氏名・組織名称		
フリガナ		
代表者氏名		
整理番号		
住所		
電話	()	電話 ()

（注意事項）

- (1) ①事業参加申込者と相続関係があることを確認できる書類、②事業参加申込者が死亡したことを確認できる書類をそれぞれ添付してください。
- (2) 相続人の口座で交付金の受領を希望する場合は、振込先となる口座名等を相続人の交付金交付先情報（別紙1様式第16号）に記入し、添付してください。

別紙1様式第16号（第5の2の（7）の②関係）

相続人の補助金交付先情報

相続人氏名		住所			
フリガナ		(〒 -)			
氏名又は法人 、組織名					
フリガナ		電話	[]	FAX	[]
代表者氏名（法 人、組織のみ）		E-mail	@		

交付 金 振 込 口 座	金融機関名（ゆうちょ銀行は除く。）						支店名		種目		
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金								<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 通知	
									<input type="checkbox"/> 組合勘定		
	口座番号 (7桁に満たない場合は、右詰めで記入)								金融機関コード	支店コード	
	口座名義	フリガナ									
	口座名義	漢字									
	《ゆうちょ銀行の方はコチラに記入してください》										
口座番号			記号			CD/再発行	番号（右詰で記入）				
口座名義	フリガナ										
口座名義	漢字										

※ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。

上記の交付金振込口座の情報（口座番号、名義など）が分かる通帳のページやキャッシュカード等のコピーを添付してください。

別紙1様式第17号（第5の3の（1）関係）

飼料生産組織取組拡大計画

○年○月

飼料生産組織名

別紙1 様式第17-1号（第5の3の（1）関係）

飼料生産組織取組拡大計画

1 事業実施主体の名称

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 耕畜連携を図る目的

(1) 組織の課題

(2) 事業を実施する目的

3 事業実施の方針

(1) 耕畜連携に向けた推進体制

(2) 作業の分業体制

4 事業実施により見込まれる耕畜連携の効果及び波及効果

--

5 耕畜連携に必要な機械等の導入計画

(1) 共通

対象作物名	取組面積 (ha)	機械の名称	型式	数量 (台)	事業費 (円)	負担区分		備考
						国庫補助金(円)	その他 (円)	

- ※備考欄には作業対象とする飼料作物名を記載すること。
- ※別紙1第8の5に該当する機械等を導入等する場合、導入時の仕様書にシステムサービス提供者と「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定）」に準拠した契約を締結する旨、記載すること。
- ※トラクター又はコンバインの導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況についてチェックすること。「整備していない」にチェックがついた場合は、整備しているメーカーの農機に変更するか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明する資料を提出すること。
- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社 web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を
 - 整備している（または整備する見込みである）
 - 整備していない

(参考) API を自社 web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、または整備する見込みである農機メーカー
 (令和4年11月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマー
 アグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、
 CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

(2) リースの場合

対象機械・機器	機種名			数量	台		
	型式名						
	対象作物、対象作業						
	利用計画面積			(ha)			
	選定理由						
	能力決定根拠 ※能力決定に当たっての計算過程を記載						
	同様な作業機械・機器の保有状況 (有する場合：型式・利用面積・取得年月 ・台数など)						
	リース期間（開始年月～終了年月）	年	月	～	年	月	ヶ月
	リース物件取得価格（税抜き）①						(円)

リース期間終了後の残存価格（税抜き） ②	(円)
リース料助成申請額 ③	(円)
リース諸費用（税抜き） ④	(円)
消費税 ⑤	(円)
事業実施主体負担リース料（税込み） ①-②-③+④+⑤	(円)
リース物件保管場所	
備考	

リース料助成申請額は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること。

I リース物件価格 × リース期間 / 法定耐用年数 × 補助率（1/2以内）

II (リース物件価格 - 残存価格) × 補助率（1/2以内）

6 ○○年度耕畜連携飼料生産月別スケジュール

取組内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考

※取組内容等をどのようなスケジュールで進めていくか月別の欄の取組時期に矢印(→)を記載すること。

7 導入機器・機械の月別稼働計画

機器・機械の名称	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考

※月別の稼働計画日数を記載すること。

※機械の場合は年間作業見込み面積等を備考に記載すること。

8 全体の事業計画

(1) 3か年の取組事項

取組年度	取組内容
1年目 ○○年度	
2年目 ○○年度	
3年目 ○○年度	

(2) 耕畜連携に係る作業受託面積及び成果目標の設定

作物名	受託作業名	取組前 ○年度	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度（目標年）

別紙1 様式第18号（第5の3の（2）関係）

○○年度

国産飼料利用拡大推進（地域推進型）計画

1：地域推進計画

耕畜連携協議会名：

区分	主な取組内容	取組の目標	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
					国庫補助金 (円)	その他 (円)	
1 事業参加者に対する指導助言							
2 現地確認等							
3 マッチング活動							
4 技術指導							
5 その他 ()							
	計						

注1) 他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を様式第18-1号に記載すること。

2) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。

3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国庫補助金○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

別紙1 様式第18-1号（委託先の明細）

耕畜連携協議会名：○○

委託先の主な取組内容と配分予定額

○○年度

国産飼料利用拡大推進（全国推進型）計画

1. 全国推進計画

事業実施主体名：

区分	主な取組 内容	取組の 目標	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
					国庫補助金 (円)	その他 (円)	
1 協議会 及び事業 参加者に 対する指 導助言							
2 現地確 認等							
3 マッチ ング活動							
4 耕畜連 携協議会 の設立支 援							
5 事業効 果の検証							
6 その他 ()							
	計						

注1) 他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を2：地域

推進計画の委託先とは区別して様式第19-1号に記載すること。

- 2) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができます。
- 3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国庫補助金○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

2. 地域推進計画

協議会名	区分	主な取組内容	取組の目標	実施時期	事業費(円)	負担区分		備考
						国庫補助金(円)	その他(円)	
○○	1 事業参加者に対する指導助言							
	2 現地確認等							
	3 マッチング活動							
	4 技術指導							
	5 その他()							
△								
	計							

注1) 他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を1:全国推進計画の委託先とは区別して様式第19-1号に記載すること。

- 2) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができます。
- 3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国庫補助金○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

別紙1様式第19-1号（委託先の明細）

事業実施主体名：○○

委託先の主な取組内容と配分予定額

別紙1様式第20号（第5の3の（4）の③関係）

番 号
年月日

事業実施主体名
事業実施主体の長 殿
(〇〇耕畜連携協議会経由)

飼料生産組織名
代表者氏名

〇〇年度飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策のうち耕畜連携国産飼料利用拡大のうち耕畜連携飼料生産組織取組拡大）入札・リース契約結果報告届け

このことについて、下記のとおり入札・リース契約結果を報告します。

記

1 入札結果

対象機会等の契約名	
選定方法	
入札執行年月日	
入札立会者の所属・氏名	
入札予定価格（税抜き）	
入札参加業者名及び入札価格（税抜き）	
入札回数	
契約業者名	
契約価格（税込み）	
契約年月日	
納品場所	
納入期限	
入札結果等の公表方法	
備考	

2 リース契約結果

リース契約の写しを添付

注1 「選定方法」については、要綱第11に基づき行われること

2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。

3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札

最終回に投じられた価格を記入する（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする）。

- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執落札業者名行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 7 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は交付決定前着手届の文書番号等を記入する。
- 8 本報告に際しては、競争入札等に参加業者の指名停止等に関する申立書の提出を添付すること（要綱別記様式2号）

別紙1 様式第21号（第7の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

事業実施主体名
事業実施主体の長

〇〇年度飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策）の達成状況について（報告）

飼料自給率向上緊急対策事業実施要領の別紙1の第7の1の規定に基づき、事業の達成状況を報告します。

別紙1 様式第21-1号（第7の1関係）

達成状況報告書

1. たい肥利用供給

耕畜連携 協議会の 名称	計画又は達成状況	1年目(○年度)			2年目(○年度)			3年目(○年度)			備考
		発生量 ①(t)	需要量 ②(t)	供給量 ③(t)	発生量 ①(t)	需要量 ②(t)	供給量 ③(t)	発生量 ①(t)	需要量 ②(t)	供給量 ③(t)	
	計画										
	達成状況										
	達成率	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

2. 耕畜連携に係る作業受託面積

協議会名	計画又は達成状況	作物名	受託作業名	取組前 ○年度	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度 (目標年)
	計画						
	達成状況						
	達成率						

※取組前及び目標年の欄には、別紙1様式第17号の「3 耕畜連携飼料生産組織取組拡大の(2) 耕畜連携に係る作業受託面積及び成果目標」から転記すること。

注：達成率=各年度（1年目～3年目）の達成状況÷取組前の達成状況

別紙 1 様式第 22 号（第 7 の 2 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

事業実施主体名
事業実施主体の長

〇〇年度飼料自給率向上緊急対策事業（耕畜連携国産飼料利用拡大対策のうち国産
飼料利用拡大推進（全国推進型））事業評価（報告）

飼料自給率向上緊急対策事業実施要領の別紙 1 の第 7 の 2 の規定に基づき、事業の事業評
価結果を報告します。

別紙1 様式第22-1号（第7の2関係）

1. たい肥利用供給

耕畜連携 協議会の 名称	計画又は達成状況	1年目(○年度)			2年目(○年度)			3年目(○年度)			備考
		発生量 ①(t)	需要量 ②(t)	供給量 ③(t)	発生量 ①(t)	需要量 ②(t)	供給量 ③(t)	発生量 ①(t)	需要量 ②(t)	供給量 ③(t)	
	計画										
	達成状況										
	達成率	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

2. 耕畜連携に係る作業受託面積

協議会名	計画又は達成状況	作物名	受託作業名	取組前 ○年度	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度 (目標年)
	計画						
	達成状況						
	達成率						

※取組前及び目標年の欄には、別紙1様式第17号の「3 耕畜連携飼料生産組織取組拡大の（2）耕畜連携に係る作業受託面積及び成果目標」から転記すること。

注：達成率=各年度（1年目～3年目）の達成状況÷取組前の達成状況

3. 全国推進計画

事業実施主体名 :

区分	主な取組内容	実施時期	目標の達成状況			備考
			取組目標	実施状況	達成率	
1 協議会及び事業参加者に対する指導助言						
2 現地確認等						
3 マッチング活動						
4 耕畜連携協議会の設立支援						
5 事業効果の検証・検証結果の報告						
6 その他 ()						

4. 地域推進計画

事業実施主体名 :

区分	主な取組内容	実施時期	目標の達成状況			備考
			取組目標	実施状況	達成率	
1 事業参 加者に対 する指導 助言						
2 現地確 認等						
3 マッチ ング活動						
4 技術指 導						
5 その他 ()						